

22-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 三重福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別の配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第2条 この協定で福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

鳥羽市岩倉町609番地 特別養護老人ホーム 鳥羽陽光苑

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- （2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用について災害救助法（昭和22年法律第118号）の例により支払うものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等や物資に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

（要配慮者等の受け入れ等）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙は業務に支障を来さない範囲でこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た

要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができる。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 四日市市西坂部町1127番地
社会福祉法人 三重福社会
理事長 伊藤 忠彦

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

※ 同内容で協定締結している施設 : 恒心福祉会 あらしま苑

22-50 災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社 安心クリエイト（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において福祉避難所の開設に際し要配慮者等の生活の安定のために必要な介護用品等を貸借又は、購入により確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、福祉避難所開設に際し、介護用品等の必要があると認めたときは、乙に対し必要物資調達の一助を要請を行うものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の業務に支障を来さない範囲において、乙が保有する介護用品等の供給及び運搬について協力するものとする。

（介護用品等の種類）

第3条 乙が供給する介護用品等の種類は、次に掲げるもののうち乙が保有している商品とし、貸与又は、販売により提供するものとする。

- （1）介護用品（紙おむつ等生活用品も含む。）
- （2）食料品類（きざみ食等にも対応。）
- （3）寝具類
- （4）パーティション類
- （5）その他取扱商品

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙による保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第5条 この協定の実施に当たり、甲乙はあらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協定の解除）

第6条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができる。

（協定締結期間）

第7条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 鳥羽市鳥羽三丁目27番12号
株式会社 安心クリエイト
代表取締役 世古口 一弘

22-51 災害時における緊急物資輸送等に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県トラック協会南勢支部（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送等の支援要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- （2）甲が管理する支援物資拠点から避難所等への物資の配送
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第3条 甲が前条の規定による支援を必要とするときは、文書（様式1）により要請するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（様式2）により、必要事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、業務の終了後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は甲が負担するものとし、甲は、その代金を、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(額の決定)

第6条 前条に規定する甲が負担する費用の額は、乙の会員事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市

鳥羽市長

中村欣一郎 

乙 三重県伊勢市村松町字明野1356-9
三重県トラック協会南勢支部

南勢支部長

南英雄 

様式1（第3条関係）

平成 年 月 日

三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 様

鳥羽市長

要請書

「災害時における緊急物資輸送等に関する協定書」第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- その他

2 要請内容

- ・ 必要とする車両数 台、人員 人、資機材（ ）

- ・ 物資積込場所及び搬入場所

- ・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3 その他参考となる事項

様式2（第3条関係）

平成 年 月 日

鳥羽市長 様

三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 ㊟

実績報告書

平成 年 月 日付けで要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

記

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- その他

2 実施内容

- ・ 使用した車両数 台、人員 人、資機材（ ）
- ・ 物資積込場所及び搬入場所
- ・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3 その他参考となる事項

22-52 地域における協力に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）及び、鳥羽市に所在する郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

道路の損傷等の情報交換に関する覚書（平成11年3月1日締結）、廃棄物の不法投棄情報の提供に関する覚書（平成13年6月25日締結）は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、鳥羽市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に連絡票による情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合（地域見守り活動連絡票）
 - (2) 道路の異状を発見した場合（道路損傷等連絡票）
 - (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合（不法投棄連絡票）
- 2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
市長

中村欣一 

乙 三重県鳥羽市鳥羽四丁目1番8号
日本郵便株式会社
鳥羽郵便局
局長

前川徹也 

(別 表)

鳥羽郵便局	桃取郵便局	加茂郵便局
鳥羽答志郵便局	鳥羽鏡浦郵便局	鳥羽坂手郵便局
鳥羽錦町郵便局	鳥羽菅島郵便局	長岡郵便局
鳥羽神島郵便局		

年 月 日

鳥羽市 健康福祉課 御中
【FAX 0599-25-1154】

地域見守り活動連絡票

下記のとおり、異変を発見しましたのでお知らせします。

見守り活動者記載欄	連絡日時	年 月 日 ()	
	連絡者	連絡先	
	対象者の状況等	連絡先電話番号	
	異変の状況	発見者氏名	
	異変の状況	異変発見日時	年 月 日 ()
	異変の状況	対象者氏名	午前・午後 時 分
	異変の状況	住 所	鳥羽市
	異変の状況	電 話 番 号	— —
	異変の状況	異変の状況	<input type="checkbox"/> 新聞など配布物がたまっている <input type="checkbox"/> カーテンや雨戸が何日も閉まっている <input type="checkbox"/> 外灯や室内の電気が何日も点いたままになっている <input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干されたままになっている <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る声や泣き声などの物音がする <input type="checkbox"/> 異臭や異音がする。 <input type="checkbox"/> 最近、姿を見かけない <input type="checkbox"/> 急にやせてきた <input type="checkbox"/> 動作が不自由になっている <input type="checkbox"/> 怪我や痣があることが多い <input type="checkbox"/> 季節に合った服装ができていない <input type="checkbox"/> 服が汚れ、体臭もきつく不衛生なことがよくある <input type="checkbox"/> お金の支払いがスムーズにできなくなった <input type="checkbox"/> 同じ話を繰り返すことが多くなった <input type="checkbox"/> 話の内容のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 伝えたばかりの話の内容をすぐ忘れる <input type="checkbox"/> 子どもだけでいることが多く、近所を徘徊している <input type="checkbox"/> 家に帰りがたらない <input type="checkbox"/> 夜まで子どもだけで遊んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どもが保護者をひどく怖がっている。 <input type="checkbox"/> 極端にやせている。 <input type="checkbox"/> その他()

年 月 日

鳥羽市建設課 御中

TEL:0599-25-1173

FAX:0599-25-5241

道 路 損 傷 等 連 絡 票

下記のとおり、道路損傷等を発見しましたのでお知らせします。

連絡先			
連絡先 電話番号			
発見者氏名			
発見日時	年 月 日		
	午前 ・ 午後 時 分頃		
発見場所	路線名	国道 号 県道 線 市道 線	
	市町名	町	地内
	目印等		
道路損傷等の状態 (右の該当する箇所 の□にチェック。)	<input type="checkbox"/> 1	穴ぼこ	
	<input type="checkbox"/> 2	落石	
	<input type="checkbox"/> 3	倒木	
	<input type="checkbox"/> 4	側溝蓋の損傷	
	<input type="checkbox"/> 5	その他	
道路通行への影響 (通行への支障の有無 を下記□にチェック。)	<input type="checkbox"/> 有		
	<input type="checkbox"/> 無		

年 月 日

鳥羽市環境課 御中
FAX:0599-21-0958

不法投棄連絡票

下記のとおり、不法投棄を発見しましたのでお知らせします。

連絡先		
連絡先 電話番号		
発見者氏名		
不法投棄の内容		
発見日時	年 月 日	
	午前 ・ 午後 時 分頃	
発見場所	路線名	国道 号 県道 線 市道 線
	市町名	町 地内
	目印等	

22-53 太陽光発電蓄電池式 LED 灯の設置に関する協定

三交不動産株式会社（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）とは、太陽光発電蓄電池式LED灯（以下「LED灯」という。）の設置について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙がLED灯を設置したことにより、指定緊急避難場所である日和山山頂公園へ効果的な誘導を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置用地）

第2条 LED灯の設置に要する土地（以下「設置用地」という。）は、別紙「1. 設置用地」に掲げる場所とする。

（設置機器）

第3条 設置するLED灯は、別紙「2. 設置機器」に掲げる機器とする。

（設置機器の維持管理等）

第4条 乙は、設置機器を維持管理するものとし、設置機器の維持補修費等に要する経費は、すべて乙の負担とする。

2 LED灯の故障、LED灯の落下等不測の事態に関する苦情等については、乙の責任において対応する。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（免責）

第6条 天変地変等、甲乙いずれの責めにも帰することができない不可抗力によって生じた甲乙の損害について、甲及び乙は互いにその責を負わない。

（原状回復）

第7条 乙は、協定終了後は、設置機器を乙の負担と責任において、速やかに撤去し、原状回復を行うものとする。

（協定の変更）

第8条 LED灯の設置に関し、特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上この協定を変更することができる。

（損害賠償）

第9条 乙は、本協定内容を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲	住所 氏名	三重県津市丸之内9番18号 三交不動産株式会社 取締役社長 高林 学	
乙	住所 氏名	三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市長 中村 欣一郎	

22-54 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、鳥羽市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、鳥羽市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年7月3日

甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市
市長

中村欣一郎 

乙) 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン 中部支社
支社長

荒不康博 

22-55 火災時における消防用水の確保に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と志摩生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、甲の管轄区域内において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火災時」という。）において、甲が乙に対して行う消防用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は大規模な火災が発生した場合に、甲において用水の供給支援に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、火災時において消防用水の供給を必要とする事態が発生したときは、乙に対して災害応急対策に必要な用水確保の要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファックス等により要請することができるものとし、事後速やかに前記要請書を送付するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、第2条の規定による協力が終了したときは、協力内容を災害応急対策に必要な消防用水確保の実績報告書（第2号様式）及び業務従事者・業務内容報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく支援に要した費用については、実費を勘案し甲乙協議のうち、負担額を決定するものとする。

（損害の補償）

第5条 この協定に基づいて協力に従事した乙の組合員が、当該支援に従事したことにより負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鳥羽市消防本部消防長、乙においては志摩生コンクリート協同組合代表理事とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうち定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申し出がないときは、この協定の有効期間は期間満了の日の翌日から起算して更に1年延長するものとし、以後同様とする。

附 則

この協定は、平成30年11月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月 9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市

鳥羽市長 中村欣一郎



乙 三重県志摩市大王町船越234番地3
志摩生コンクリート協同組合

代表理事 稲葉



第1号様式（第2条関係）

鳥消第 号
年 月 日

志摩生コンクリート協同組合
代表理事 様

鳥羽市
鳥羽市長

火災時における消防用水の確保に関する供給支援要請書

「火災時における消防用水の確保に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

災 害 種 別	
要 請 の 内 容	
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 場 所	
災 害 の 状 況	
必 要 水 量	トン
必 要 台 数 (必要車両種別)	トン車 台、 トン車 台 ※進入可否、車両展開場所等を確認すること
運 搬 経 路	
●想定される危険・注意事項	
●その他	

	要請機関名	氏 名	連 絡 先
要 請 者			
現 地 責 任 者			

22-56 災害時における救援物資等拠点の運営に関する協定

スギハラプロテック株式会社（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、乙の区域内において災害対策法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救援物資集積場所の提供及び運営協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して行う救援物資集積場所の提供及び運営協力要請に関し、その手続き等について定め、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、生活の安定を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲の所有又は管理する施設の使用
- (2) 救援物資運営に必要な資機材の提供及び協力
- (3) その他乙の要請により甲が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 前条各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）の要請は、要請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援協力を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

（協力業務の方法）

第4条 甲は前条の規定により要請を受けたときは、乙の指示に従い、可能な範囲で協力業務を行うよう努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 施設及び資機材の使用料は無償とする。

（施設・資機材の破損時の対応）

第6条 使用された施設・資機材が破損した場合については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震等の災害により損傷した箇所についてはこの限りではない。

（損害補償）

第7条 乙は、協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の例により、これを補償するものとする。

（連絡調整等）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 甲は、乙から要請があったときは、可能な範囲内で乙が実施する訓練に参加するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 甲及び乙は、協力業務の実施にあたり、相互に災害情報の積極的な提供を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協力業務を行う場合において知った相手方の秘密情報を、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間等)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月27日

甲) 三重県鳥羽市松尾町 304-56

スギハラプロテック株式会社

代表取締役 杉原 新一



乙) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



第1号様式（第3条関連）

第 年 月 日 号

スギハラプロテック株式会社 様

鳥羽市長



要 請 書

災害時における救援物資集積場所の提供等協力業務について、次のとおり要請します。

(1) 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
(2) 場 所	
(3) 協力業務 の 内 容	
(4) その他 必要事項	

22-57 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と八木段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における段ボール製品の調達に関し、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、鳥羽市内において地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関し必要な事項を定める。

第2条（協力の要請及び受諾）

- 1 甲は、災害時に段ボール製品の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

第3条（段ボール製品の種類）

前条の段ボール製品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 簡易ベッド
- (2) シート
- (3) その他 乙の取り扱う商品

第4条（手続き等）

- 1 乙は、甲の指定する場所に段ボール製品を搬送し、納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ受け取るものとする。
- 2 乙は、搬送終了後速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

第5条（経費の負担）

- 1 甲は乙に対し、前条の規定により納品された段ボール製品及びその運搬に対する費用について負担するものとする。
- 2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第6条（経費の支払）

経費は乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときはその内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

第7条（連絡窓口）

甲、乙はこの協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。
また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、平成31年2月5日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかからも特段の申し出がない場合は更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

第9条（疑義の解決）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙誠実に協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成31年2月5日

甲：鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎



乙：伊勢市小俣町湯田1028番地の1
八木段ボール株式会社
代表取締役

八木 雅文



22-58 災害時における応援業務に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、鳥羽市内において、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に災害が発生した場合に、甲が乙に対して行う応援業務の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に鳥羽市災害対策本部を設置し、かつ、鳥羽市内に災害救助法が適用された場合において、応援業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

（応援業務の内容）

第3条 この協定において応援業務とは次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する公共施設が被災した場合の災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (2) 登記及び境界関係無料相談所の開設
- (3) 前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援業務の要請を行おうとするときは、甲と乙が協議の上、次に掲げる事項を記載し、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 応援の目的
- (3) 被害の状況
- (4) 応援業務の内容
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により応援業務の要請を行うことができるものとする。この場合、甲は当該要請後、速や

かに乙に対して前項に規定する文書を送付しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(応援業務への従事)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

(応援業務の報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき業務を行った場合、活動終了後にその活動内容について速やかに業務報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請により、乙の社員が行った応援業務に要した費用は甲が負担する。但し、相談所の開設に要した費用については無償とする。

(相談者の負担)

第8条 甲の要請による応援業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(書類の提出)

第9条 乙は毎年1回 次の書類を、甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に関する乙の組織図
- (2) 応援業務に関する連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

(事故への対応)

第10条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずるものとする。

(訓練協力)

第11条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議の上、これに協力するものとする。

(資料の交換及び協議)

第12条 甲及び乙は、この協定書に基づく応援業務を円滑に行うため、必要に応じて

次の資料を交換するとともに、協議を行うものとする。

- (1) 鳥羽市地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

(協議)

第 13 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から 2020 年 3 月 31 日までとする。
ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除または変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 31 年 4 月 25 日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

鳥羽市

鳥羽市長

中村欣一郎



乙 三重県津市西丸之内 21 番 19 号

公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

代表理事

田中孝治



年 月 日

要 請 書

公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 様

鳥羽市長 ⑧

災害時における応援業務に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

応 援 場 所	
応 援 目 的	
被 害 状 況	
応 援 業 務 内 容	
備 考	
連 絡 先 及 び 者 担 当	課 担当者 電 話 F A X

年 月 日

業 務 報 告 書

鳥羽市長 様

公益社団法人

三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 ⑩

災害時における応援業務に関する協定書第6条の規定により下記のとおり報告します。

活 動 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
応 援 場 所	
応 援 目 的	
被 害 状 況	
応 援 業 務 内 容	
そ の 他 必 要 事 項	
担 当 者	

22-59 災害時に係る情報発信等に関する協定

鳥羽市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、鳥羽市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鳥羽市が鳥羽市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ鳥羽市の行政機能の低下を軽減させるため、鳥羽市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、鳥羽市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、鳥羽市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、鳥羽市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 鳥羽市が、災害発生時の鳥羽市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 鳥羽市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、鳥羽市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく鳥羽市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、鳥羽市から提供を受ける情報について、鳥羽市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、鳥羽市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、鳥羽市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、鳥羽市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2019年 6月 17日

鳥羽市：三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村 欣一郎



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎



22-60 災害時における資器材のレンタルに関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

- 第1条 甲は、鳥羽市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

- 第2条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

- 第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引き渡し）

- 第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。
- 3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

- 第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。
- 2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を適宜交換するものとする。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の供給ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相互に対して文書による異議の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和元年6月19日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地
株式会社 ダイワテック
代表取締役社長 岡 忠志



22-61 地域BWAを利用した避難所Wi-Fiに関する提供機器と回線提供について

鳥羽市（以下、「甲」という。）および株式会社 ZTV（以下、「乙」という。）は、甲が平成30年12月6日付で回答した「乙の地域BWA無線局への同意書」に基づき、乙が提供する地域BWA回線を利用した避難所Wi-Fiを甲が使用するにあたり、乙が甲に提供する地域BWA受信機（以下、「機器」という。）および地域BWAを利用した通信回線（以下、「通信回線」という。）の取り扱いについて、下記のとおり定める。

（対象および機器）

1. 乙が別途構築する地域BWA送信局から送信される電波（以下、「地域BWA電波」という。）が届く範囲にある甲の指定避難所（以下、「避難所」という。）に対して、乙は甲に機器を提供する。提供数量は避難所1ヶ所につき機器1台とし、機器1台毎に最大32台のWi-Fi端末が利用できるものとする。なお、設置先・端末番号・設置日等は別紙の端末管理表で管理し、機器の追加等があった場合は端末管理表を更新する。

（利用範囲）

2. 機器の使用は、甲が避難所を開設する日時に限ることとする。ただし、試験・訓練等で利用する場合などは、事前に乙に通知することにより、乙はその利用を認める。なお、避難所の開設については事後通知でも可能とする。通知の無い利用があった場合および通常時より利用が認められる場合は、乙は通常時の月額利用料相当額を甲に請求することができるものとする。

（提供期間）

3. 機器および通信回線の提供期間は、端末管理表記載の設置日より3年間とする。提供期間経過後の取扱いは、技術動向等を踏まえ、甲乙間で再協議することとする。

（機器の所有）

4. 機器の所有権は乙が保持するものとし、甲に無償で貸し出すものとする。甲は責任を持って機器を管理し、機器が故障した場合は、乙は甲に無償にて代替の機器を提供するものとする。ただし、機器を紛失した場合、または故意に故障させた場合には、乙は甲に有償にて代替の機器を提供するものとする。

（通信回線の提供）

5. 通信回線は、乙が甲に無償で提供するものとする。

（SSID）

6. 端末が機器にWi-Fi接続するためのSSIDは「00hinanjyo_ztvfree」とし、接続用のパスワードは設定しないものとする。

(免責事項)

7. 通信回線の停止が発生した場合は、乙は、如何なる場合も、一切の責任を負わないのとする。

(協議事項)

8. 本覚書に記載されない事項が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議をおこなう。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を持する。

令和元年 6月20日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番地1
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎 

乙 三重県津市あかつ台四丁目7番地1
株式会社ZTV
取締役社長 田村 憲司 

22-62 「鳥羽市ハザードマップ」協働発行に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が協働して添付別紙記載の印刷物（以下「印刷物」という。）を発行することに関して、以下の通り協定書を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、甲の提示する広告掲載基準に従い印刷物に掲載する広告を募集したうえで、印刷物を作成するものとする。

2 甲は、印刷物を自己の費用負担で添付別紙記載の通り配布するものとする。

（仕・様）

第2条 印刷物の仕様は、添付別紙記載の通りとする。

2 甲又は乙の都合により添付別紙記載の仕様を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、当該内容を変更できるものとする。なお、当該変更が甲からの要求によるものであるときは、乙は、添付別紙記載の引渡し予定日を変更できるものとする。

（校 正）

第3条 乙は、印刷物の印刷を行う前に、印刷物の内容すべてについて甲に校正を求め、甲は、これに応じるものとする。

2 乙は、前項に基づく校了後の印刷物の内容については、修正・変更に応じないものとする。

（引渡し）

第4条 乙は、甲に対し、印刷物を添付別紙記載の条件に従って引き渡すものとする。

（検 査）

第5条 甲は、添付別紙記載の検査期間内に、印刷物の数量及び外観について検査し、検査結果を乙に通知するものとする。なお、当該期間内に甲が検査結果を乙に通知しなかったときは、当該期間満了日に検査に合格したものとみなすものとする。

2 乙は、前項の検査結果が不合格の場合は、速やかに修正、取替え又は追加に応じるものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲は、乙の要請がある場合、印刷物の発行に必要な写真、デザインその他の資料（以下あわせて「甲保有情報」という。）を、乙に対して無償にて提供するものとする。

2 前項の場合、甲は、甲保有情報が第三者の有する著作権、特許権等の知的財産権又は営業秘密その他の権利、利益を侵害していないことを保証するものとする。

3 甲は、乙の要請がある場合、印刷物に掲載する広告の募集に関し、乙に対して協力を行うものとする。

（著作権の帰属）

第7条 印刷物のうち、甲保有情報の著作権は甲に帰属するものとし、甲保有情報を除く部分の著作権は乙に帰属するものとする。

（利用許諾）

第8条 乙は、甲に対し、添付別紙第1項所定のデータファイル（以下「本データ」という。）について、添付別紙第7項に定める公衆送信許諾期間中、本データの全部又は一部を、甲が管理するサーバに格納（複製）し、添付別紙第6項所定の甲サイト（以下「甲サイト」という。）上で自動公衆送信（送信可能化を含む。）することを無償で許諾するものとする。

2 甲は、前項で許諾された利用方法以外の利用を行う場合は、甲乙別途協議のうえ、書面にて合意した条件で利用することができるものとする。

(遵守事項)

第9条 甲は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1)印刷物及び本データ（以下あわせて「納入物」という。）は、添付別紙所定の仕様とし、本協定書で明示的に合意された場合を除き、納入物の一部でも複製、転記、抽出、加工、改変、翻案、送信その他の利用をしないこと。
- (2)本協定書で明示的に合意された場合を除き、有償・無償を問わず、また、譲渡、使用許諾、送信その他方法及び形態の如何を問わず、納入物（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む）の一部でも第三者に使用させないこと。
- (3)公衆送信許諾期間終了後、直ちに甲のサーバから本データを消去すること。
- (4)乙の著作権表示を乙が指定した場合、乙指定の場所、態様で表示すること。

(納入物の内容及び品質)

第10条 乙は、第5条第2項の場合を除き、納入物の内容（甲保有情報に起因するものを含む。）及び品質について、責任を負わないものとする。

(問い合わせ対応)

第11条 納入物に関する利用者又はその他第三者からの問い合わせ・苦情等への対応は、甲乙相互に協力して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本協定書の履行上知り得た相手方の秘密情報を、本協定書の履行のためにのみ使用し、相手方の事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

(解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が本協定書に違反し、かつ、当該違反状態が相手方からの通知後15日以内に是正されない場合、何ら催告をすることなく、直ちに本協定書を解除できるものとする。

- 2 甲又は乙は、本協定書に別段の定めがある場合を除き、相手方の債務不履行により損害を被ったときは、解除の有無にかかわらず、相手方に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

(その他)

第14条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本協定書に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとする。

- 2 甲乙間に本協定書の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年 6月24日

甲：三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 中村欣一郎



乙：三重県津市海岸町4番12号

株式会社ゼンリ 津営業所
所長 山本 衛



<添付別紙>

1	納入物	(1)印刷物 (2)データファイル (印刷物のPDFファイル)		
2	納入物の仕様・数量	(1)印刷物	名称	「鳥羽市ハザードマップ」
			規格	A1 (一枚物)
			綴じ	4度折り
			紙質	表紙：ニューV マット A判 57.5kg 本文：同上
			色数	4色
			総ページ数	2ページ (表面・裏面) 表紙：1ページ 本文：1ページ (行政情報ページ：2ページ)
		印刷部数	12,000部	
		(2)データファイル	CD-R：1枚	
3	納入物の引渡し	引渡し予定日	2020年2月14日	
		引渡し場所	甲の防災危機管理室 (住所：鳥羽市鳥羽三丁目1-1)	
		引渡し部数	11,000部	
4	納入物の検査	検査期間	納入日から3日間	
5	印刷物の配布	<p>甲は、鳥羽市内の全世帯に対し可能な限り印刷物を配布するものとする。なお、受取拒否及び配布不可能の場合はこの限りではない。</p> <p>配布予定期間：2020年2月25日から 2020年3月25日まで。</p> <p>また、配布の結果、残った印刷物については、上記配布予定期間にかかわらず、甲の防災危機管理室窓口にて配布するものとする。</p>		
6	甲サイト	鳥羽市ホームページ (https://www.city.toba.mie.jp/)		
7	公衆送信許諾期間	2020年4月1日から2024年3月31日まで		
8	その他	特になし		

以上

22-63 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定

烏羽市(以下「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。
- (2)「乙の託送供給区域」とは、烏羽市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第百三十二条および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第百三十二条の二および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

- 二 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第8条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲および乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、甲および乙の協議により解決にあたるものとする。

- (1) 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行う。
- (2) 甲または乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意または過失があるときは、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

- (甲) 鳥羽市役所 総務課 防災危機管理室
- (乙) 中部電力パワーグリッド株式会社
伊勢営業所 契約サービス課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するも